

国民健康保険療養費支給申請書

被保険者証記号・番号	黒石	療養を受けた被保険者の氏名	
被保険者区分	・前期高齢者（1割） ・前期高齢者（2割） ・前期高齢者（上位所得者） ・負担割合3割 ・未就学児（2割）	個人番号	
		生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
国保種別	・一般 ・退職（本人・扶養）	世帯主との続柄	
		傷病名	令和 年 月
発病・負傷年月日	令和 年 月 日	療養期間	_____日間（実日数）
初診年月日	令和 年 月 日		

診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、その他の者の名称及び所在地	名称	
	所在地	

診療に従事した医師の氏名 （柔道整復師又はマッサージ師の手当てを受けた場合はその手当てを行った者の氏名）	
---------------------------------------------------------	--

療養の給付（現物給付）を受けることができなかった理由	<input type="checkbox"/> 装具装着のため	発病の原因	病気・けが（交通事故・交通事故以外）
	<input type="checkbox"/> 療養の給付外のため	傷病の経過	
		療養内容	

備考	療養に要した費用	支給決定額
	_____円	_____円

上記のとおり療養に要した費用を証する書類（領収書）を添えて申請します。

令和 年 月 日

世帯主

〒 _____
住所 黒石市 _____
氏名 _____
個人番号 _____
電話 _____

黒石市長様

金融機関	銀行 ・ 信用金庫 農業協同組合 ・ 信用組合	口座番号	
	支店 ・ 支所	名義人（カナ）	

【申請についての注意】

- 療養費は国保を取り扱う医療機関で、この傷病を治療する設備のない場合に国保を取り扱わない医療機関にかかったときのように「療養の給付（現物給付）を受けることが困難な場合」でないと支給されないこと。（国保法54～1）
- 国保を取り扱わない医療機関でその他の者（マッサージ師等）について診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合においてそれが「緊急その他やむを得ない理由」のあったときでなければ支給されないこと。（国保法54～1）
- 被保険者証（受診証）を提出しないで国保を取り扱う医療機関その他の者につき診療、薬剤の支給又は手当てを受けた場合は旅行中の急患等のようにそれが「緊急又はやむを得ない理由」のあった場合に支給されます。（国保法54～2）
- 前記（2）マッサージ師の手当てを受けた場合はこの申請書1通につき医師の同意書を1通添えてください。
- この申請書は同一患者の同一医療期間又は手当てを行った者につき「月の初めの診療の日からその最終の診療の日」までの分を一括記載すること。
- 支給額は審査時支給を決定した場合、別に通知します。